

四国中央市公営企業工事成績評定審査会要綱

平成19年6月21日

訓令第36号

(設置)

第1条 四国中央市公営企業が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、請負者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、四国中央市公営企業工事成績評定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の事務)

第2条 審査会は、四国中央市公営企業工事成績評定要領（平成19年四国中央市告示第115号）第8条の規定より請負者に通知した評定点について、説明請求があった事項について審査するものとする。

(委員)

第3条 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は審査会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員長及び委員は、審査会の内容等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会に関する庶務は、公営企業入札担当課において行う。

(その他)

第8条 この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第29号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。）が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日訓令第17号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月30日訓令第13号）
この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 9 日訓令第 2 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月30日訓令第21号）
この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員長	水資源部長			
委 員	水道総務課長	工業用水課長	上水道課長	